

所定疾患施設療養費の算定状況（公表）

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。

また、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・ 肺炎
- ・ 尿路感染
- ・ 带状疱疹
- ・ 蜂窩織炎

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定いたします。

○算定状況：介護老人保健施設ケア：ステージ氏家

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数	5	3	1	4	2	0	4	3	1	2	1	1
	日数	43	26	8	32	20	0	35	23	10	20	10	10
尿路感染	件数	10	7	11	6	11	8	5	0	11	11	7	5
	日数	68	59	86	24	89	59	28	0	78	93	48	40
带状疱疹	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	1	1	0	0	0	0	2	4	3	3	1	4
	日数	10	6	0	0	0	0	20	33	21	22	5	29